

明治期における教育法・ノルム・衛生学

—法・行政と専門家のかかわり—

佐藤 晋平

The relation of law and norm about education and school hygiene in Meiji period

Shimpei SATO

The aim of this paper is to clarify the relation of law and norm about education and school hygiene in Meiji period. Law has the character of transcendence, abstractness and absoluteness. On the other, norm has the character of concreteness, positiveness and relativeness. In modern law, these two characters are both existed.

In Japanese education history, this occurrence was happened in Meiji period, about the concern of school hygiene especially. Dr. Mishima Tsuuryo researched schools, school places, children by the aspect of hygiene in Meiji period, and he made the statistic norms of those for law. His research and approach to government changed the law of school hygiene, and the character of the law had also changed.

In Japan, there were law systems of order by emperor, and schools were regulated by that. By the texts of law, the authority of school systems and school government were derived from that order mainly. But norms which had been made by Mishima influenced the law, so, actually, the law of school hygiene was authorized by norms and medical sciences.

目次

はじめに

- I. 教育の法・ノルムと衛生学—権威の出自
 - II. 小学校令体制における衛生への配慮と三島通良
 - III. 法の衛生学的ノルム化における言説
- おわりに

はじめに

公教育といわれる現代の諸制度は、基本的に成文法の規定を伴って存在している。世界的に19世紀以来の国家規模での公教育制度の発達のなかで法と教育制度の関係は確立されてきたが、このような公教育の体制においては、法を基礎づける国家の権威、主権などが国家的な公教育制度のもつ本質の一つとして理解されてきた。法システムの一定の自律性をはじめ、立法行為、法規・命令の影響力の超越性・独立性はある程度自明視され、法は従属変数たる教育に対して単独の独

立変数として機能する、という図式も暗黙に想定されている。

だが、現代において法はそのような超越性をもっていただろうか。近代社会における法のおかれた位置について、フーコーは生-権力の台頭と関連づけながら次のように言う。「〈生-権力〉のこのような発達のもう一

つの結果は、^{ノルム}常態というものの働き=規準が、法のもつ法律的システムを擬制にしていよいよ重要になったことである」(フーコー1986 181)。近代における生-権力の発達は生の規準としてのノルムの浮上を促したが、これによって生産的な生-権力、ノルムと否定的なコードをもつ法という、表象の異なる2つの権力の関係の問題が生じた。「法はいよいよ常態=規準として機能するということであり、法律制度は、調整機能を専らとする一連の機関(医学的、行政的等々の)の連続体にますます組み込まれていくということなのだ」(フーコー1986 182)。社会政策や経済政策における種々の統計的な調査の影響、裁判における精神鑑定の役割など、現代社会において法は科学との密接な関係にお

いて存在している。教育についても、同様に教育法と科学の関係が問題となる。一般的に国家の権威や主権、もしくは普遍的な道徳観念などによって基礎づけられていると考えられがちな法について、教育法の権威とは実際のところ何なのか、それは誰によって担保されているのか、法の規制的・抑圧的な支配と科学の合理性による支配はどのような関係を構築してきたのか、などの問題がそこで問われるべき問いである。

法と科学に関する問題のうち、本稿の関心は19世紀後半以降の福祉国家化の過程での行政による標準の設定である。近代国民国家において、行政が集散的な国民を統治するに際し合理的な数量的標準が利用されてきた。現在では公教育に関する法と科学やノルムに関連があることは当たり前のことであるが、はたしてこのような事態はいつから始まったのか。明治の日本では学制のための予備調査、文部省年報の発行によって数量化された情報が公表されたが、行政の事務的な必要によって収集されたこれらのデータは高度に科学的に編集されたものではなかった。それに対し、学校衛生のような領域では情報収集からして医学的専門知が必要であった。本稿では、近代日本の教育における法と科学、法とノルムの接近する最初期の事例として、明治20,30年代の学校衛生に関する法令の周辺を扱うが、そのなかでも特に学校施設に関する基準と衛生学的なノルムの関係が中心的な課題となる。なお、学校施設における衛生的関心の浮上については、児童生徒に対する衛生的な配慮の法令のレベルでの進展として説明・評価されてきた¹。本稿では衛生的配慮を法によって実現することが何を意味したのかを検討することで、以上のような理解についても再考していきたい。

I. 教育の法・ノルムと衛生学—権威の出自

A. 教育法とノルム

ノルム^{n o r m}は、人間や社会の状況などに関する諸科学が提供する規格や標準である。自然科学や社会科学によるデータや統計は、人間の存在様式、社会における人間の行動に関する情報を提供すると同時に、科学的な分析によってそれをパターン化し一定のモデルを付与する。このようなノルムは、人間の行動パターンに関する規格・標準を与えると同時に、各人の行動がその規格・標準からどの程度の距離にいるか、つまり逸脱が

測られるところに意味がある²。

以上のようなノルムと法は存在様式・存在の根拠が異なり本質的に排他的な要素をもつ部分があるが、それでも両者はある条件のもとで接近する。そのまえにまず、法とノルムの特徴についてみておく。

ここでは関の論考(関2000)を参考に、法とノルムの相違を3つの次元に分ける。一つ目は存在の基礎・根拠の次元である。法は形式的・抽象的な言説形態をとるが、それは近代法においてはそれが依拠する規範や道徳観念に由来する。これらの規範や観念は、個別具体的な事象から区別された人間の理性から演繹されるものである。一方でノルムは、理性などの所与の条件からの演繹ではなく、事実を基礎として構成される。人間や社会の観測によって得られる情報を分析・データ化することで法則性を割り出すのである。法が理念や観念に由来するのに対し、ノルムは事実の観測を基礎としている。

二つ目は存在構造の次元である。近代法が依拠する理念や道徳観念はその存立を支えるものであるが、これらは存在の構造としては普遍的・抽象的な言説となる。近代法体系においてそれに権威を付与するのは君主や国民という主権者の権威だが、このように法を権威づける主体の超越的・擬制的性格がその普遍的・抽象的な言説の正統性を担保している。だがノルムには、このような超越的な準拠点は存在しない。ノルムの根拠は人間や社会における諸活動の実在性であり、ここから得られた情報は加工されてノルムとなるが、それは再び人間・社会へ適用されることになる。この意味でノルムは自己準拠的な構造をもつのである。自己準拠性と、事象の観察と数量化されたデータという指標の客観性がノルムの存在構造の特徴となる。

三つ目は効果の次元である。法は、抽象的な理念と普遍的かつ超越的な存在構造によって自らが提示する規範に絶対性を付与する。立法や命令は絶対的な規範の提示であり、一定の恒久性と普遍性を効果の前提としている。法システムが安定性を高度に志向することもこのような事情と関係している。超越的な準拠点が存在せず自己準拠的な構造をもつノルムは、絶対的な法の性格とは対照的に可変的である。事実の収集によって絶えず変化するノルムが提示するのは、絶対的な規範・価値ではなく相対的の最良にすぎない。ある時点でのノルムは、新しい統計データによって別のノルムに取って代わる。ノルムが規範としての効果をもって

いるとしても、それはまた別の新しい事実によって簡単に別の「より良い基準」が提示されることを意味している。

以上のように性格のことなる法とノルムはどのような状況で接近するのか。19世紀以降の福祉国家化の過程では、自由契約や所有権の絶対性を特徴とする近代市民法に対して社会法と呼ばれる法領域が台頭してきたが、これらは統計的な調査をもとに、国家の内部に住む人間の生に関する現実的諸問題を解決する目的で導入されてきた法であった。このような社会法において法はきわめて強いノルムの影響をこうむり、多くの法はノルム化している。「平等」や「正義」といった法的概念もここではノルム化し、その根拠には統計的な数字情報が「平等」の達成、「正義」の実現の指標として表れることになる。19世紀以来、社会法的な性格を帯びながら発展してきた教育法も同様の問題をもっている。

B. ノルムの説得力—科学と専門家の言説

ノルムが法を侵食していくという事態は、単なる統計的・実証的な物差しに過ぎないノルムが規範としての意味をもちうることによる。では、ノルムが規範として説得力をもつのはなぜなのか。法とノルムの関係について考察する際、両者の本質に関する関の整理に加え、本報告では科学のもつ意味を重視したい。事実を観察しノルムとして提示する科学者、そしてそのノルムに説得力をもたせ法とノルムをも媒介しようとする科学の言説。

ノルムが、存在の根拠や構造、つまりは言説形態が異なる法に対して説得力をもって侵食することができるのは、それが科学的に観測されたものであり科学に権威づけられるためである。観測され数字などに変換された事実は、科学の言説を媒介して提示されることで価値づけられる。ノルムが説得的なのは、それが単に事実に根ざしているからではなく、科学的に観測され科学に意味付与されるからでもある。事実はただ存在しているだけでは意味をもたない。それが発見され、可視化され、さらには加工されて価値のあるノルムにならなければならない。科学はそれを言説的に媒介していく。

通常このような科学は専門的な手続きを必要とするため、事実をノルムへ加工し価値付与する過程では専門家の役割が重要になる。蓄積された科学的な専門知

を体得し、事実を科学的に加工する作業にも精通する専門家。科学とそれを操る専門家は、19～20世紀初頭の欧米において、文明化の名の下に子どもを規律し合理的に統治するための方法を社会や家族に提供する重要な役割を果たした（Popkewitz2003 42-44；Rose1999 131-134）。近代日本においても大正期にかけて科学者・専門家が子どもの統治に重要な役割を果たすが、明治期の学校衛生の法令とノルムの関係を経験的に考察する際にも、日本の子どもを科学的なまなざしで観察した専門家の活動を無視することはできない。以下の考察では、事実を観測してそれを科学的に分析・データ化し、専門的な見地から価値を付与する衛生学者三島通良の活動と言説に着目する。

II. 小学校令体制における衛生への配慮と三島通良

A. 明治20年代に至る衛生的関心の台頭

日本における衛生への関心は、学問としての医学、政治哲学、行政などの様々なレベルで浮上してくる。これらは、大きくいえば個々人の衛生的配慮と国家・社会全体での発展を結びつける公衆衛生的な関心によって特徴付けることができる。政治哲学においては、人民の幸福と社会全体の幸福という問題において衛生的実践と健康の価値を重視するベンサム、スペンサーらの政治哲学の輸入があった。また、L.V.シュタインを始めとする大陸型のポリス論に影響を受けた行政学説の輸入は、後藤新平などの衛生行政家を誕生させることにつながった。内務行政において衛生行政を担当したのは初代衛生局長の長与専齋をはじめとする医師らであり、近代国家の設立期において衛生学は行政のなかにかなり取り入れられていた。

国家を人体にみなして捉える国家有機体説（または社会有機体説）が流行していた明治期において、人間の生理的側面に着目する衛生学は国家にとって極めて根本的な思考法であった。後藤によれば、社会が文明化するにしたがって激しくなる資本主義の生存競争下において政府が「公衆ノ健康福寿ヲ保護スルノ職務」である衛生³⁾を実行することが絶対的に要請される（後藤 1889 86）。国家が組織される動機は「人類ノ生理的動機」であって、国家の目的は「生理的円満ヲ共有」することである。それこそが「国民ノ安寧幸福ヲ進ムル」のであった（後藤 1889 97）。

日本国内の現実的な状況との関係でいえば、貧民間

題の台頭が衛生の実践を要請するきっかけとなっていく。福沢諭吉は、「日本の文明開化駸駸乎として進歩する其中に就て、医学の進み方は最も著しき又その中でも、近来は別して衛生論が喧しくなりて」といいながら衛生学者の役割を評価するが、そのような状況にあつて「誠に不埒千万なる哉、衛生を軽んずる一種族あり。名づけて貧民と云ふ」(福沢 1887=1990 268-269)と述べている。明治 10 年代にはコレラなどの病気がたびたび蔓延し、衛生学、衛生行政が要請される土壌が形成されたともいえる。明治 16 (1883) 年には大日本私立衛生会が発足し、演説会を通じての衛生の啓蒙活動が行われ始めた。

教育政策では、学制において「養生法」を教科に取り入れるなど、明治初期から国民への衛生教育の関心があつたことがわかる。また施設管理や児童の健康管理など学校経営的な側面でも、明治 10 年までには府県の学校建築に関する指針において学校衛生への関心を示すものが現れた^{iv}。国レベルの教育政策では明治 14 (1881) 年の小学校教員心得で、身体教育においては体操に加えて「常ニ校舎ヲ清潔ニシ光線温度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意」することで生徒の健康に配慮すべきであるとされた。

このような流れのなか、明治 23 年の改正小学校令において学校衛生への配慮が大きく進展する。改正小学校令第 1 条は「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳知育及ビ国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」というものであつた。この小学校令改正案の起草を任されたのは、明治 14 年の小学校教員心得の条文を考案した江木千之であつたが、彼は「児童身体ノ発達ニ留意シテ」というのが単に体育の問題なのではなく、衛生への配慮であることを強調していた(松月 1943)。また第 19 条では「校舎、校地、校具、体操場、農業練習場ノ設備ニ関スル規則ハ文部大臣ノ定ムル所ノ準則ニ基キ府県知事ニ於テ土地ノ状況ニ量リ之ヲ定ムベシ」と学校設備における衛生面の配慮を大きく打ち出している。このような明治 23 年の改正小学校令は「以後の学校衛生発展の基盤ともなるべき画期的なもの」(日本学校保健会 1973 6)であつた。

文部省は、この小学校令第 1 条と第 19 条を具現化する規則として明治 24 年 4 月に小学校設備準則を制定した。これはそれまで各地方で独自に編成されていた学校設備基準を国レベルで集約して法令化したものであ

り、校地の選定、校舎の設計と施設、教室の大きさ、机腰掛の特徴、校具の選定などについて記載されており、これらの規定が環境衛生的な視点に配慮しているところに大きな特徴があつた。しかしこの設備準則は当時の現実的な設備基準からすれば高すぎることもあり、学校建築への財政的問題から同年中にはすくに変更されてしまう。このようななか文部省は衛生の専門家である医師に全国調査を依頼するのである。

B. 三島通良の学校衛生調査とノルムの形成

文部省は明治 24 年に大学院生の医学士三島通良を学校衛生事項取調嘱託とし、三島は全国の学校衛生の実態を詳細に調査してまわる。これは当時の衛生学にあつて画期的な調査であつた。明治初期、西欧文明の輸入に伴う日本人の自分たちの身体への関心は、体格がゆがんで小さい日本人の身体をいかにして西欧化するかという点からの議論に焦点化されていた(西村 2005 31-42)。これは、当時の衛生学の議論が西欧の学説の輸入と援用という域を超えなかつたことを示しているが、明治 20 年代に入ると以上のような衛生に関する言説に変化が見られる。三島通良の学校衛生全国調査はこれを象徴する出来事の一つであつた。三島の調査は、西欧の公衆衛生学の輸入と援用を中心としていたそれまでの衛生学の議論の限界を、実際に日本人の児童生徒の身体を綿密に観察することによって超えようとするものであつた。調査の結果をまとめた『学校衛生取調復命書摘要』の「緒言」において、三島は次のように言う。

「凡ソ学校衛生ノ大基礎ヲ建設セント欲スル者ハ、小心翼翼トシテ先ヅ学校衛生上ノ実況ヲ視察シ、可成多数ノ事実ト統計トヲ集合シテ、之ヲ本邦ノ民度風俗ニ察シ、之ヲ本邦ノ制度経済ニ鑑ミ、然ル後始テ之カ施設ヲ図ラサル可ラス。然リト雖モ徒ニ狹隘ナル学理ニ偏シテ、其大体ノ基礎未タ成ラサルニ当リ、漫リニ此カ枝葉ヲ論スル如キハ、予ノ甘心セサルトコロナリ」(三島 1895 緒言 1-2)。

ここには三島の学校衛生研究者としての高い意欲がうかがわれる。もともと大学院での三島の研究テーマは「日本健体小児の發育論」であり、これは日本の子どもの特徴を実際に調査し明らかにしようとする研究であつた(杉浦 1968 77)。文部省の委嘱調査はさらに学校のある各地域の風土なども調べるものだったが、これらの計画は輸入学問であつた衛生学(学校衛生学)

を日本化する営みであったともいえる。これを成し遂げるのは、事実を徹底的に観察することによってのみであった。三島の調査は、九州地方（長崎県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県）、奥羽地方（福島県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県）、四国山陽地方（徳島県、香川県、愛媛県、高知県、広島県、山口県）などに及ぶ広範なものであった。『学校衛生取調復命書摘要』によれば、調べた学校数は合計 134 校、被験者は、記されている限りでは奥羽地方で幾万人、四国山陽地方で 23,975 人となっている。調査事項のうち衛生に関する事柄を挙げると、校地、校舎、教室、校具、体操遊戯場、飲料水、便所などの施設設備から、児童について、その身長・体重、死亡率、疾病の状況、就学前後の健康状態、欠席日数などであった。

三島の調査の内容をいくつか取り上げると以下のようである。まず校地については、それが衛生上適当かどうか、つまり「高丘、山野、海岸、川傍ノ地域ハ遠ク大洋ヲ望ミ、近ク田圃ニ接シ、廣庭前ニ在リ、松林後ヲ覆フモノニシテ、校舎、体操遊戯場ニ、充分ノ幅員ヲ与フル」ものになっているかという観点から判断するが、例えば九州地方については「大凡適当ノ校地ナリト認メタル」学校を列挙し、それが調査した学校・幼稚園のうち 3 分の 1 程度であることを述べている（三島 1895 4-6）。

校舎においては、校舎・教室の向き、廊下の位置の問題が採光の関係から問題とされた。三島は「教室ノ採光法ハ、教室ノ構造ニ関スル最大事項ナリ」と述べて、九州地方の調査の結果、教室の設計を誤っているものとして、次のような例をあげている。北・東・西から光線を受けるよう教室を設計しているもの、右から光線が来るように設計しているもの、壁の色を白くし光線を反射しやすくしているもの、窓の大きさが部屋の大きさに比べ小さいものや窓の位置が非常に高いもので採光・通気に不便なもの、欄間がなく採光・通気が悪いもの、など（三島 1895 18-24）。窓の高さについては、九州地方という事情を勘案して特に夏季の暑さ対策のために重要であると述べ、天井の高さと窓の高さの関係について適切なバランスを具体的な数値で示している。

校舎・教室の向きについては、三島は採光の関係から南側を最適、次に西南、その次は東南とするが、廊下についてはこれを南側には置くべきではないという。校舎・教室を南向きにする場合、南に廊下をもつてく

るのは採光・通気に悪いというのがその理由である（三島 1895 11）。伝統的な日本の家屋は縁側・廊下を南におき部屋を北にとるものが多かったといわれるが、三島の提言はこれを覆すものであった。明治 10 年代ころまで多く見られた中廊下型の校舎についても、三島はこれを同様の観点から否定している。なお九州では、夏になると窓を開けていても卒倒する児童が時々見られるので、施設の構造に配慮することに加えて授業の前後に児童を屋外に出して 5~10 分程度換気することが重要だという細かい指示も行っている（三島 1895 26）。三島の関心は施設それ自身というより児童生徒の衛生であるから、このような指示は三島の関心から当然導き出されるものでもある。

夏の暑さが問題となる九州に対して、奥羽地方の調査においては冬の寒さが問題となる。三島は、「東北地方ニ於ケル、学校々舎ノ設備力、防寒ニ適シタルヤ否ハ、調者ノ好ミテ識ラント欲シタル事実ナリキ」といっている（三島 1895 50）。奥羽地方の校舎については、風が吹く方角に樹木を植える、窓の構造について外側をガラス、内側を障子の二重にする、九州などとは異なり廊下を中廊下とするなどの提案をしている（三島 1895 52-54）。地域の事情に応じた衛生的配慮が三島の関心であったことがうかがえる。

以上のような三島の調査は、日本の学校、児童生徒に関する事実の綿密な調査を通じて、それらの現実にあった形での基準を提供するものであった。三島の提示した衛生的な基準は、徹底的に事実に根ざしている。学校の施設設備を取り巻く風土や児童生徒の身体などの事実の測定を通じて、数量化された情報が形成される。とすれば、事実から得られたこれらの情報は、ある意味では事実それ自体ではない。調査によって得られた情報は、専門家によって科学的な見地からカテゴライズされたり平均を算出されたりする。ここで得

られるノルムが政府^{government}にとって統治の基準となる。ノルムは事実そのものではないにもかかわらず、科学的な見地・手順によって加工されることで信憑性が薄れることはほとんどない。学校衛生の関心の浮上のなかで、児童の身体や学校の空間は以上のように可視化され、中央の政府からは遠隔地にある身体や学校は一定のノルムによって統治可能となった。

明治 28 年には、学校施設設備に関する建築指導書と

もういべき『学校建築図説明及設計大要』が文部省の大臣官房会計課建築掛から交付された。ここには三島が調査によって得た多くの知見・見解が反映されている(青木 1974 137-138)。明治32年にはこの『学校建築図説明及設計大要』の内容が継承される形で小学校設備準則が改定され、明治24年に制定直後に簡略化されてしまった準則は、数量化された詳細な建築基準が掲載される内容へ発展した。三島はこの他にも明治25年に机・腰掛と生徒の身体発達に関する調査報告などを行ったが、そこでは脊椎彎曲症や近視などの疾病と机・腰掛の構造の関係について言及し、児童生徒の実際の身体に対する微視的・解剖的な視線が机や腰掛という「もの」の設計に発展した(三島 1898; 西村 2005)。明治32年の準則改正では、身長にあわせた机・腰掛に関する規定も盛り込まれ、ここでも三島が形成したノルムが法令化された。

III. 法の衛生学的ノルム化における言説

A. より良い基準

学校衛生の全国調査と衛生学的な見解によって以上のように法がノルム化するという事は、法を言説のレベルでどのように変化させるのだろうか。以下では、法が科学的なノルムを引き受ける際の言説の仕組みについて検討する。

ノルムはなぜ法に引き入れられるのか。ノルムが法を侵食する際の説得力はどこにあるのか。すでに述べたように、法が絶対的・超越的な根拠をもつことで存在し影響力をもつのと対照的に、ノルムは相対的に「より良い基準」を提供するにすぎない。だが、ノルムの強みは、この「より良い基準」が説得的な言説によって構成されていることである。事実の観測と科学的な分析がそれを担保している。三島通良の調査の例でいえば、三島は九州と東北において校舎・教室の適切なあり方について異なる方法を示した。法の普遍的な言説構造からいえば、このような個別性に配慮した基準化は国民国家内に共通の指針を貫徹するという点で不都合ではある。だが三島の指摘に説得力をもたせているひとつの理由は、事実面に即した彼の徹底した調査と医学者・衛生学者としての科学的な見識の確からしさだったといえるだろう。三島は、明治維新以来の教育のあり方について、教授の方法や教科書など「欧米の方法を模倣して、之を風俗習慣、全く彼と異なる我国

に举行せんとしたる事、大に衛生の原則に反戻せり。故に其結果たるや、斯尚武忠良の国民をして、文弱の弊に陥らしめ、羸軀蒼顔の人を養成し、近眼、畸形の者を作り、業未た央はならずして、怨を九泉の下に飲む人多きに至り」(三島 1897 11-12)などとこぼすが、彼の机・腰掛の構造、身長との関係についての問題提起は、以上のような日本の教育の状況を踏まえて日本の児童生徒に見られる脊椎彎曲症や近眼という疾病、死亡者をより少なくするための方法であった。このように三島が調査を通じて提示する見解はあくまで「○よりは○」という消極的な主張の積み重ねによる「より良い基準」であり、絶対的な指標ではない。

学校の施設設備に関するノルムについては、「より良い基準」をめぐる象徴的な論争があった。それは廊下を南にすべきか、北にすべきかという、いわゆる南北廊下論争である。すでに述べたように、三島は自身の調査結果をまとめるなかで教室の採光・換気の都合上南に廊下を置くべきでないという主張を展開していた。しかしこれに対して、南国では夏季の強烈な太陽光を遮蔽するために廊下を南側にするべきであるという異論が存在したのである(育成会 1899 77-78)。この異論は三島と同様に衛生的見地からだされたもので、この結果学校の構造について同じ科学的な視点から意見が分かれたのである。学校の構造をめぐる、(科学 vs 科学)という構図。ここにあるのは、学校の設置者、施設費の支出者でもなく、直接の利害関係者でもない人々の意見の相違が本質的な問題となるという事態である。

南側廊下説に対して、三島はさらに科学で応えようとする。明治34年官報第5325号に掲載された三島の論文「校舎衛生上ノ利害調査」では、南側廊下説の主張である南国での直射日光の強さ、教室の室内の暑さという仮説に反論するために、改めて実際に調査した実証データで対抗するのである。三島は鹿児島から札幌にいたる各地の日光の入射角度、教室の北側と南側の温度を測定し、その結果を示したが、その結果温度について「南北両側ニ於ケル気温ノ差ハ、多キモ2ドヲ超エス、少ナキハ5分ナリ。吾人ハ此小観測ニ依リテ固ヨリスルノユウヲアセサレトモ、蓋シ夏時ニ於テハ其教室ノ南北ニ於ケル気温ノ差ハ多キモ1ドナルヘシト信ス」(菅野・佐藤 1983 174)といっている。

このうちこの南北廊下論争は三島の勝利の形で終結に向かい、北側廊下・南側教室という方式は学校建築

の基本指針として定着していく。明治24年からの全国学校衛生調査の過程で三島は南側廊下を避けるよう提案したが、この提案は政府の予算上の都合などといった理由によってではなく、衛生学という同様の科学の見地から異論を突きつけられた。三島がこれを打ち破ったのは、新たな実証データの力を利用することによってであった。相対的な「より良い基準」であるノルムは実証的な情報で変更されもするし、南北廊下論争の場合のように従来の説を補強しもする。学校の施設設備に関する法令もまた三島の再実証によって補強され、よりノルム化されたのである。

B. 国家のエコノミーと生-政治

学校の施設に関する基準は明治20年代に文部省レベルで法令化されたが、20年代から30年代にかけての三島通良による学校衛生調査の展開によってノルム化されていった。ではそれを基礎付ける言説はなんだったのか。小学校設備準則に詳細な調査に由来するノルムが入り込む前と後では、準則の位置づけに関する言説はどう変わったのか。施設の基準が国家レベルで制定されること、それが衛生学的な基準であることは何を意味するのか。

明治24年に最初に制定された小学校設備準則がその実現可能性という問題からわずか7ヶ月で改正されたとき、すでに述べたようにその理由は経済的なものであった。小学校設備準則の改正に関する明治24年の文部省令第15号は次のようなものである。

「本年四月文部省令第二号ヲ以テ制定シタル小学校設備準則ハ頗ル周密ニシテ其希望スル所設備ノ完全ヲ求ムルニ在リ又都鄙貧富ノ別ヲ酌量スルノ精神ニ乏シキカ故ニ實際ノ情況ト民力ノ程度トニ適セス強テ之ヲ実行セントスレハ一方ニハ土地ニ不相当ナル設備ヲナシ一方ニハ費用ヲ増加セントスルノ傾アリ今ヤ小学校令施行ニ要スル諸規則ヲ發シ学制上ノ設備其端ヲ更メントスルニ際シ教育ノ改良ヲ図リ就学ヲ増加セシメントスルニハ大ニ学校經濟ニ注意シ十分ニ節約ヲ加フルモ尚且費用ノ増加センコトヲ恐ル苟モ法令ヲ以テ設備ノ完全ナランコトヲ希望センカ異日教育費ハ大ニ増加シ学制施設上障碍ヲ生スルニ至ルヘシ是レ今日ニ在リテ本則ヲ改正シテ簡約ノモノトナシ都鄙貧富ノ度ニ応シテ適當ナル設備ヲナサシムルコトニ改ムルニ已ムヘカラサル所以ナリ」(教育史編纂会 1938 119-120)

国は地方に対して学校施設の基準を提示する体制を

とつたにもかかわらず、援助する資金もない。このような状況にあっては、教員の確保などの優先すべき事情のために費用がかかる施設の基準については低く設定し地方財政に負担をかけないようにするしかない。ここでは、施設の基準を下げるのがより国家の経済に配慮することにつながっている。

では、学校衛生に関する調査結果を文部省が設定する施設の基準に反映させ詳細なノルムを提示していくことは、学校の設置主体である地方の財政を逼迫させひいては国家の経済を破綻に導くのであろうか。学校衛生調査を実施した三島通良は、そうは言わない。三島が着目するのは、学校衛生を充実させた場合としない場合の国家の発展可能性である。

「児童は、実に第二の国民を編成すへき、最大要素なれば、須らく之を有為の者たらしめざるへからず、之をして有為の者たらしむるは、只之を教育するにあるのみ。然りと雖も、其身体の將に發育せんとし、体内の諸機、漸く備らんとするに際しては、外来の感動、雰囲の刺衝に、反応影響すると、極めて過敏なるを以て、容易に疾病を發し、ついに孱弱、萎靡の無用者となるもの、比々然らざるはなし。児童の体軀は…(中略)…素骨格未だ全く化骨せず、其の筋肉、今より將に發育せんとするを以てもし之をして、不適當なる位置に据え、或は教養其宜しきに適せざるとあらしめは、終に先天にも受けざる、畸形となりて、終身、之を恢復すること、能はざるに至る…(中略)…学校衛生を怠れる結果、國に孱弱萎靡の民種を増し、後來大有為の青年をして、空しく大志を懷きて病床に呻吟せしめ、怨を嚙んで北邙一片の煙とならしむるに至る。国家の經濟を破壊、蹂躪し其国力と生産力とを消耗するもの、果たして幾許そや」(三島 1897 24)。

学校衛生は将来の国民である児童を「有為の者」とすることにつながるが、費用をかけて学校衛生を充実させるということは国家の経済を考慮に入れない行為なのではない。そうではなくて、学校衛生の充実が国民が「孱弱萎靡の民種」となり「国家の經濟を破壊、蹂躪し、其国力と生産力とを消耗する」ことを防ぐことである。すでに述べたように、三島は日本が欧米の教育をまねたことによって国民が貧弱になったとも述べているし(三島 1897 12)、社会の進歩・文明化は必然的に病気を増やしてしまうもので、これを防ぐのは学校衛生の充実のみであるとも言っている(三島 1897 6-7)。三島からすれば、これからさらに学校教

育を普及し近代化・文明化を果たしていこうとするときの学校衛生の経済的問題は、当座の財政事情であるよりむしろ学校衛生を怠ることによる将来の国家の経済力・生産力への悪影響であった。

学校施設の基準を国家レベルで法令化して設定すること、そしてその規準に衛生的なノルムを反映させることについては、将来の国民である児童生徒の生をめぐって二つの経済策、エコノミーが存在することがわかる。一つは、学校施設の国家基準を設定しないか非常にゆるく設定することで、衛生的な生という現象へは介入しないエコノミー。もう一つは、衛生学的なノルムを組み込んだ国家基準を法令化し、衛生的な生へ積極的に介入していくというエコノミーである。子どもの身体に関するミクロな解剖的な視線は、国家レベルでは二つの方策のうちどちらがより経済的で節約的かという点から問題化される。つまり国家にとって、生はエコノミーである。三島の学校衛生調査による詳細なノルムの形成は、国家基準の設定による生への介入と支出の増加をためらわせ小学校設備準則を簡素化した明治24年時点での文部省の戦略に対して、事実の観察と科学的な見解によって生への介入の戦略を説得的に展開する効果をもった。学校施設の政策において文部省は、衛生学的なノルムの説得力によって生政治的な法令の制定を行い、衛生的な生の経営へ乗り出したのである。

おわりに

明治24年に制定された小学校設備準則は、学校建設の財政的問題から衛生的配慮の側面を一度後退させた。だが、三島の徹底的な調査によって形成されたノルムによって装いを新たに、学校衛生の重要性について高い説得力を付与された学校施設の標準が形成された。学校施設の問題は、法にノルムが入り込む一つの典型的事例である。国家的な基準・法令は、衛生学的なノルムの影響を受けながら作成された。学校施設の法令制定の背後で影響力をもっていたのは、小学校令という勅令を基礎付ける天皇の権威や勅令の性格を規定する大日本帝国憲法の権威ではなく、準則を出した文部省の権威でもない。小学校令などの勅令を基礎付けるものは、法的には君主である天皇の「公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル」(大日本帝国憲法第9条)という権限であるが、だが実際そこにあるのは

三島通良の徹底した実態調査という事実と実証データの圧力であり、医学・衛生学といった科学の権威であった。ここでの法の権威は、君主という超越的な存在からではなく、ごくありふれた児童・生徒たちの生のなかに見出されたのだ。

地方に任されていた学校施設の基準が国家レベルに集約され衛生的な基準が盛り込まれることは、児童生徒に対して衛生的な配慮の法令のレベルでの進展と説明されてきた。学校建築の衛生的視点の発展のなかに、「生徒の身長や体格一すなわち発達段階にあわせて教室空間を設定しようとした試みの中に、『教育空間』としての固有性の萌芽を見ることができる」(喜多 1986 95) というのはその通りである。しかしこれを、国家の財政事情と国民創造という事情による恣意的な学校施設政策に対する教育論的な視点の発達、という二項対立的な図式だけに焦点化して論じるなら、問題の一面を捉えているに過ぎない。教育法の存在様式との関連からより重要なのは、衛生学の科学的・専門的な装いをまとったノルムが法を侵食したこと、日本における近代学校制度の発達の段階においてすでに法の権威よりも科学の権威が優越するという事態がみられることである。

そして、学校施設基準の問題を地方まかせにするかそれとも国家が直接関与するかということは、児童生徒への衛生的配慮の問題であると同時に国家のエコノミーの問題である。三島が主張していたのは、学校施設の衛生的な基準を設定して衛生面への財政支出を増やすことが、文明化しようとする国家の将来の経済を考えた場合に必要不可欠なことがらであるということであった。ここで、児童生徒への配慮と国家の都合は二律背反ではない。両者は国家の経済という目的において生政治的に合致するのである。

三島によって形成されたノルムは、小学校設備準則などの建築基準に盛り込まれ、法令化された。ではその後準則はどう受け取られたのだろうか。明治32年改正の設備準則は、明治33年の改正小学校令の体制においても施行規則において受け継がれたが、これを受けて地方では学校建築に対する取締りが始まっている(青木 1976 151-166)。準則を参照した府県や郡役所

は、これが準則であるにもかかわらず町村に基準の遵守を求めていく。データは法へ昇華し、そしてその法は遵守されるべきものとして機能する。ノルムが法に

なり、法がノルムになるということ。だが、これを単に権力による国民の抑圧と捉えてはならない。事態はより入り組んでいる。というのも、準則が体现している施設の衛生的基準は、科学的な見地から生成された国民の理想的な生の形成モデルであり、準則の基準の遵守を求めていく地方官庁の姿勢はこの理想的な生のモデルに反するものを否定していく過程だからである。ここで法の権力は生と死を切り結んでいる（フーコー 1986 173）。法・行政は、規格外の学校建築に死を命じるが、それは理想的な生を実現するということの裏側においてなのである。これにより科学のノルムは、法の権力を利用して普及する。ノルムが科学的な説得力をもって法に入り込むことで、生・権力は法のレベルで実現し法のゼロサム的な権力をも利用することができるようになるのである。学校衛生の法は、このようにして生産と否定の双方の様相をまとうものとなった。

※ 参考文献

- 青木正夫 (1974) 『学校 建築計画学 8』第 1 巻 丸善
- 育成会編 (1899) 『学校衛生法』東京同文館
- 遠藤太郎 (1914) 「屋外運動場の広狭と児童身体発育の関係」『日本学校衛生』2 巻 9 号 大日本学校衛生協会
- 菅野誠・佐藤謙 (1983) 『日本の学校建築 資料編』文教ニュース社
- 喜多明人 (1986) 『学校施設の歴史と法制』エイデル研究所
- 教育史編纂会 (1938) 『明治以降教育制度発達史』第 3 巻 教育資料調査会
- 後藤新平 (1889) 『国家衛生原理』後藤新平
- 三田谷啓 (1925) 『子供を賢くする為に』実業之日本社
- 島田三郎 (1897) 「医学と社会の連鎖」『国家医学会雑誌』第 128 号 国家医学会
- 杉浦守邦 (1968) 「三島通良-1-」日本学校保健学会『学校保健研究』10 (2) 家政教育社
- 鈴置保長・橋村徳一 1914 「盲啞生ノ失官原因ニ就テノ研究」『日本学校衛生』2 巻 6 号 大日本学校衛生協会
- 関良徳 (2000) 「法・ノルム・合理性」一橋大学一橋学会『一橋論叢』日本評論社
- 帝国学校衛生会 (1922) 『全国連合学衛生会記事』
- 帝国学校衛生会
- 西村大志 (2005) 『小学校で椅子に座ること』国際日本文化研究センター
- 日本学校保健会 (1973) 『学校保健百年史』第一法規出版
- 八田三喜 (1917) 「中学校生徒ノ学業ノ発達ト身体ノ発育」『日本学校衛生』5 巻 11 号 大日本学校衛生協会
- フーコー, M. 田村淑訳 (1977) 『監獄の誕生』新潮社
- 渡辺守章訳 (1986) 『知への意志』新潮社
- 福沢諭吉 (1887=1990) 「衛生論」『時事新報』8 月 5 日, 加藤周一他編『日本近代思想体系』第 3 巻所収 岩波書店
- 松月秀雄 (1943) 『学校令に現れたる皇国教学の目的』修文館
- 三島通良 (1895) 『学校衛生取調復命書摘要』博文館
- (1897) 『学校衛生学 増訂 4 版』博文館
- (1898) 『学校衛生生徒姿勢の枝折』金港堂書籍
- Popkewitz, T. (2003) 'Governing The Child', Bloch, M., Kerstin, H., Ingborg, M., Popkewitz, T., *Governing Children, Families And Education*, New York : Palgrave Macmillan.
- Rose, N. (1999) *Governing the Soul : The Shaping of the Private Self*, 2nd edition., London : Free Association Books.

ⁱ 最後に引用することになるが、例えば学校建築の衛生的視点の発展のなかに、「生徒の身長や体格—すなわち発達段階にあわせて教室空間を設定しようとした試みの中に、『教育空間』としての固有性の萌芽を見ることが出来る」(喜多 1986 95) という理解などがそれである。これが、国家の財政事情と国民創造という目的による恣意的な学校施設政策に対する教育論的な視点の発達、という二項対立的な図式を意味するのであれば、そうではなくこの二つの項を同一のレベルに捉えることが課題となる。

ⁱⁱ フーコーが言うように、ノルムはノルム化を志向する権力と表裏の関係にある、モデル化されたノルムが提示されることは、ノルム徒の支持連関において計測

される人間たちを比較し階層秩序化することであるが、それは矯正と排除のメカニズムを作動させるためでもある（フーコー1977 186）。

iii なお、ここで後藤が言う衛生とは一般の衛生行政のみを指すのではなく、警察行為全般や殖産興業、教育などの営みをも指す「広義ノ衛生公法」のことである（後藤 1889 86）。

iv 長崎県学校建築心得（明治8年）、兵庫県公立小学校建築法（明治10年）など。

v もっとも、規則ではなく準則に過ぎず厳密な拘束力を有さなかった小学校設備準則の性格を考慮すれば、土地柄、地方の事情に応じた一定の建築計画の幅を許容していたというべきである。もっとも三島通良は準則という形での建築基準の設定には反対していたが

（三島 1897 45）。小学校建築の認可行政は、当時は中央政府が準則を出し市町村の建築計画を府県が認可するという構造をとったが、実際の校舎建築に準則の影響は大きかった（青木 1974 150）。このような許認可行政の仕組みは、明治期の「全体的かつ個別的」な管理のあり方を垣間見る意味でも興味深い。